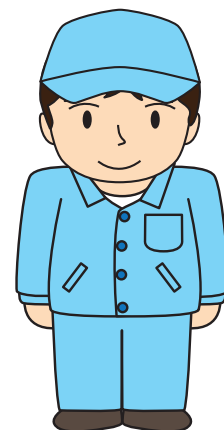


障害者の方の 短期訓練のお誘い

この事業は、埼玉県産業労働部雇用労働課による「障害者雇用開拓・チャレンジ体験事業」として実施するもので、障害者雇用の経験がない事業者の方に、訓練を通して障害者を理解してもらおう事業です。

短期訓練でこんなことがわかります！

- ・ 障害者の雇用経験がないので、訓練から受け入れてみたい
 - ・ 障害者にやってもらえる仕事はなんだろう
 - ・ どこまで仕事ができるんだろう
 - ・ 今雇用している障害者とは異なる障害について知りたい
- ・・・etc



短期訓練に際して

- ① 費用は一切かかりません
- ② 訓練後に採用の必要はありません
- ③ 訓練時、傷害・損害保険は当サポートセンターで加入します
- ④ 訓練期間は、3～5日の短期です
- ⑤ 訓練中は支援機関のサポートが入ります

詳細は下記へご連絡ください

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階
TEL.048-827-0540(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)

E-mail: koyou-support@bz03.plala.or.jp

URL: <http://www.koyou-support.jp> (Eメール、ホームページからもお問合せが可能です)



埼玉県マスコット「コバトン」

 **0120-540-271** (月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)

障害者の方の短期訓練に関する

総合保険制度のご案内

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、皆様が短期訓練中にケガ等をされた場合に備えて保険を準備致しました。

基本、短期訓練中のケガ等についてはご自身の責任となりますが、皆様が安心して訓練を受けていただく一助となれば幸いです。

補償内容のご案内

短期訓練中(企業までの往復を含む)の事故によるケガや、他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合に、下表の金額を限度に補償します。

補償の内容		補償の期間	補償保険金	お支払できない主な場合
訓練生	傷害	短期訓練中 + 往復途上	死亡 後遺障害 2,000万円 入院日額 5,000円 (事故の日から180日限度) 通院日額 3,000円 (事故の日から180日以内30日限度)	・地震・噴火またはこれによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患・疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運転等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	賠償	短期訓練中 + 往復途上	対人・対物 3,000万円 (共通)	・地震・噴火またはこれによる津波によって生じた損害 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 *自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

* 免責等、詳細については東京海上日動火災保険株式会社のホームページをご参照ください。

事故のご連絡先・ご相談

取扱代理店: 有限会社アールビーエージェンシー
TEL. 0422-54-1251 (担当: 福谷・山宮)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

詳細は下記へご相談ください

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階
TEL.048-827-0540(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)

E-mail: koyou-support@bz03.plala.or.jp

URL: <http://www.koyou-support.jp> (Eメール、ホームページからもお問合せが可能です)



埼玉県マスコット「コバトン」

 **0120-540-271** (月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)